

放課後子どもプランにおける補助金の流れ

文部科学省・厚生労働省 (1 / 3 負担)

「放課後子どもプラン推進事業」交付要綱

- ・[放課後子ども教室推進事業] < 一般会計 >
- ・[放課後児童健全育成事業] < 特別会計 >

「放課後子どもプラン連携推進室」で一括処理

交付決定 (交付額の確定)

都道府県 (1 / 3 負担)

「都道府県放課後子どもプラン推進事業」交付要綱

基本的に教育委員会で一括処理

交付申請 (事業実績報告)

市町村 (1 / 3 負担)

基本的に教育委員会で一括処理

事業実施

放課後子どもプランの実施

「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」を

一体的あるいは連携して実施